

J-P E C個人型プラン ジブラルタ生命コース

## 運用商品ラインアップ

基本属性編



2024年4月17日現在

運用商品一覧①(商品の選択にあたっては、必ず1ページ以降の説明資料をご確認ください。)

<元本確保型商品>

No	カテゴリー	運用商品名	商品コード	中途解約の取扱い
1	預金	三井住友銀行確定拠出年金定期預金(10年)	01493	中途解約利率が適用されます。元本を下回ることはありません。

<投資信託>

No	カテゴリー	運用手法	運用商品名	商品コード	信託報酬(税込)	信託財産留保額
2	国内株式型 投信	インデックス型	三井住友・DCつみたてNISA・日本株 インデックスファンド	01366	年0.1760%	なし
3		アクティブ型 (グローース)	年金積立Jグローース	00046	年0.9020%	なし
4		アクティブ型 (バリュエ)	大和住銀DC国内株式ファンド	01133	年1.0450%	なし
5	国内債券型 投信	インデックス型	三井住友・日本債券インデックス・ファンド	00164	年0.1760%	なし
6	外国株式型 投信	インデックス型 (先進国・新興 国)	三井住友・DCつみたてNISA・全海外株 インデックスファンド	01351	年0.2750%	なし
7		インデックス型 (新興国)	インデックスファンド海外新興国 (エマージング)株式	01321	年0.3740%	なし
8		アクティブ型	大和住銀DC海外株式アクティブファンド	01200	年1.7820%	なし
9	外国債券型 投信	インデックス型 (主要国)	三井住友・DC外国債券インデックスファンド	01596	年0.2310%	なし
10		インデックス型 (新興国)	インデックスファンド海外新興国 (エマージング)債券(1年決算型)	01322	年0.3740%	なし
11	バランス型 投信 (ライフ サイクル型 投信)	インデックス型 (スタティック)	三井住友・DC年金バランス30(債券重点型)※4	01075	年0.2420%	なし
12			三井住友・DC年金バランス50(標準型)※5	01076	年0.2530%	なし
13			三井住友・DC年金バランス70(株式重点型)※6	01074	年0.2640%	なし
14	バランス型 投信	アクティブ型	財産3分法ファンド(不動産・債券・株式) 毎月分配型	01067	年1.0450%	0.3% (売却時)
15	その他の 投資信託	インデックス型 (国内REIT)	DC・ダイワJ-REITオープン	01443	年0.6050%	なし

商品の概要	運用会社 (商品提供機関)	売却順 ※1	※2	頁
10年満期の(固定金利)自動継続定期預金です。約定金利は市場金利の動向に応じて毎日決定します。	三井住友銀行	1		1

商品の概要	運用会社 (商品提供機関)	売却順 ※1	※2	頁
投資成果が、ベンチマークに連動することを目指すインデックス型の投資信託です。「東証株価指数」構成銘柄を主な投資対象とします。	三井住友D Sアセット マネジメント	2		3
投資成果が、ベンチマークを上回ることを目指すアクティブ型の投資信託です。わが国の上場株式を主な投資対象とし、株主還元、株主資本成長率を重視し投資銘柄の選択を行います。	日興アセットマネジメント	3		5
投資成果が、ベンチマークを上回ることを目指すアクティブ型の投資信託です。わが国の株式を主な投資対象とし、株価の割安度等を重視し投資銘柄の選択を行います。	三井住友D Sアセット マネジメント	4		7
投資成果が、ベンチマークに連動することを目指すインデックス型の投資信託です。わが国の「公社債」を主な投資対象とします。	三井住友D Sアセット マネジメント	5		9
投資成果が、ベンチマークに連動することを目指すインデックス型の投資信託です。わが国を除く先進国の株式、新興国の株式指数を対象とした先物取引、新興国の株式を主な投資対象とします。原則として為替ヘッジは行いません。	三井住友D Sアセット マネジメント	6		11
投資成果が、ベンチマークに連動することを目指すインデックス型の投資信託です。新興国の株式を主な投資対象とします。原則として為替ヘッジは行いません。	日興アセットマネジメント	7		14
投資成果が、ベンチマークを上回ることを目指すアクティブ型の投資信託です。世界各国の株式を主な投資対象とします。原則として為替ヘッジは行いません。	三井住友D Sアセット マネジメント	8		16
投資成果が、ベンチマークに連動することを目指すインデックス型の投資信託です。外国の公社債を主な投資対象とします。原則として為替ヘッジは行いません。	三井住友D Sアセット マネジメント	9		19
投資成果が、ベンチマークに連動することを目指すインデックス型の投資信託です。新興国の現地通貨建ての債券を主な投資対象とします。原則として為替ヘッジは行いません。	日興アセットマネジメント	10		21
国内株式、国内債券、外国株式、外国債券に分散投資を行います。資産配分は、国内株式20%、国内債券55%、外国株式10%、外国債券10%、短期金融資産5%を基本とします。原則として為替ヘッジは行いません。	三井住友D Sアセット マネジメント	11		23
国内株式、国内債券、外国株式、外国債券に分散投資を行います。資産配分は、国内株式35%、国内債券35%、外国株式15%、外国債券10%、短期金融資産5%を基本とします。原則として為替ヘッジは行いません。	三井住友D Sアセット マネジメント	12		26
国内株式、国内債券、外国株式、外国債券に分散投資を行います。資産配分は、国内株式50%、国内債券15%、外国株式20%、外国債券10%、短期金融資産5%を基本とします。原則として為替ヘッジは行いません。	三井住友D Sアセット マネジメント	13		29
国内株式、外国債券、国内不動産投信に分散投資を行います。資産配分は国内株式25%、先進国債券15%、高利回り外国債券35%、国内不動産投信25%を基本とします。	日興アセットマネジメント	14		32
投資成果が、ベンチマークに連動することを目指すインデックス型の投資信託です。わが国の不動産投信を主な投資対象とします。	大和アセットマネジメント	15		35

運用商品一覧②(商品の選択にあたっては、必ず1ページ以降の説明資料をご確認ください。)

<投資信託>

No	カテゴリー	運用手法	運用商品名	商品コード	信託報酬(税込)	信託財産留保額
16	その他の投資信託	インデックス型 (国内・外国 REIT)	野村世界REITインデックスファンド (確定拠出年金向け)	01413	年0.3630%	なし

商品の概要	運用会社 (商品提供機関)	売却順 ※1	※2	頁
<p>投資成果が、ベンチマークに連動することを目指すインデックス型の投資信託です。世界各国の不動産投資を主な投資対象とします。原則として為替ヘッジは行いません。</p>	野村アセットマネジメント	16		38

## 注釈

運用商品選定理由説明書を本資料に提示しております。

※1 運営管理業務委託手数料等が個人負担で個人別管理資産から充当する場合等、この順位にしたがい売却を行います（ただし、規約で定める未指図資産がある場合は、未指図資産から売却します）。

※2 規約で指定運用方法が定められている場合、当該指定運用方法に「指定商品」と表示しています。「ターゲット・イヤーズ・ファンド」が指定商品として指定されている場合は、お客さまの生年月日に応じた商品が自動的に購入されます。規約で除外商品が定められている場合、当該除外商品に「購入不可」と表示しています。

※3 運用商品説明資料の中には、太字・下線・ロゴの使用等により強調されているものもありますが、特定の商品を推奨するためのものではありませんのでご注意ください。なお、詳細な内容は各運用会社の最新の目論見書をご確認ください。

※4 バランス型投信（ライフサイクル型投信）の「スタティック」とは、組入れられる各資産の資産配分比率が固定であることを意味します。

※5 バランス型投信（ライフサイクル型投信）の「スタティック」とは、組入れられる各資産の資産配分比率が固定であることを意味します。

※6 バランス型投信（ライフサイクル型投信）の「スタティック」とは、組入れられる各資産の資産配分比率が固定であることを意味します。

## 運営管理機関 受託体制のご案内

下表の受託体制にて、各種サービスをご提供してまいります。

運営管理業務		受託体制
運用関連	運用商品の選定・提示	ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社
	運用商品の情報提供	
記録関連		ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社
		日本レコード・キーピング・ネットワーク株式会社に再委託

## 三井住友銀行確定拠出年金定期預金(10年)

本商品は元本確保型の商品です

### 1. 基本的性格

自動継続定期預金です。

### 2. 預入対象者

確定拠出年金制度の加入者(ただし、名義は確定拠出年金制度における資産管理機関または国民年金基金連合会からの委託を受けた事務委託先金融機関となります。)

### 3. 預入期間

10年(満期日は預入日の10年後の応当日です。)

### 4. 商品提供金融機関

株式会社三井住友銀行

### 5. 約定利率の決定方法

約定利率は、市場金利の動向等に応じて毎日決定します。

### 6. 適用金利

預入時の約定利率を満期日まで適用します。(固定金利)

### 7. 利払方法

満期日または中途解約時に一括して付利します。満期日には、利息を元金に組み入れて前回と同一期間の確定拠出年金定期預金に自動継続します。中間利払いはありません。

### 8. 利息の計算方法

付利単位を1円とし、1年を365日とする日数計算をもとに、6ヵ月複利の方法で利息を計算します。

### 9. 利息に対する課税

確定拠出年金制度では課税されません。

### 10. 満期日の取り扱い

満期日に利息を元金に組み入れて前回と同一期間の確定拠出年金定期預金に自動継続します。自動継続後の適用金利は、満期時点の確定拠出年金定期預金金利となります。

なお、満期日前に解約される場合には下記の中途解約利率を適用し、元金と利息をお支払いします。

### 11. 中途解約の取り扱い

満期日前に解約する場合は、実際のお預入れ期間の長さに応じて、次の中途解約利率(小数点第4位以下切捨)を適用します。

A	6ヵ月未満	解約日における普通預金の利率
B	6ヵ月以上2年6ヵ月未満	約定利率×10%
C	2年6ヵ月以上3年未満	約定利率×20%
D	3年以上4年未満	約定利率×30%
E	4年以上5年未満	約定利率×40%
F	5年以上6年未満	約定利率×50%
G	6年以上7年未満	約定利率×60%
H	7年以上8年未満	約定利率×70%
I	8年以上9年未満	約定利率×80%
J	9年以上10年未満	約定利率×90%

ただし、BからJまでの利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金の利率によって計算します。

### 12. 一部解約の取り扱い

この預金については元金の一部を解約することができます。

- ①一部解約の場合、一部解約部分の利息は、預入日から一部解約日の前日までの日数に応じた中途解約利率によって計算します。
- ②一部解約後の残金の利息は、預入日から満期日までの日数および預入時の約定利率によって計算し、かつ自動継続の取り扱いとなります。

### 13. お申し込み単位

預入金額は1円以上で預入単位は1円です。

### 14. 手数料

かかりません。

### 15. 持ち分の計算方法

本商品の加入者毎の持ち分についての計算は元金によるものとします。

なお加入者の個人別持ち分は記録関連運営管理機関により計算・管理されております。

■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該預金の勧誘を目的とするものではありません。  
 ■当資料は株式会社三井住友銀行が信頼できると判断した諸データに基づいてジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社で作成しましたが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。

## 三井住友銀行確定拠出年金定期預金(10年)

本商品は元本確保型の商品です

### 16. 預金保険の適用

本商品は預金保険制度の保護の対象となっています。

当座預金や利息の付かない普通預金等は「決済用預金(※)」として全額保護され、定期預金や利息の付く普通預金などは1金融機関につき預金者1人当たり、元金1,000万円までとその利息が保護されます。

(※決済用預金……無利息、要求払い、決済サービスを提供できることという3条件を満たす預金)

なお、金融機関名義の預金は、預金保険制度の対象外となりますが、確定拠出年金制度の資産管理機関または国民年金基金連合会からの委託を受けた事務委託先金融機関名義の預金については、加入者の個人別管理資産額に相当する金額の部分を当該加入者の預金に係る債権とみなして預金保険制度の保護の対象としております。  
ただし、三井住友銀行に本商品以外の預金があるときは、その預金を優先し、本商品と合計で元金1,000万円とその利息が保護の範囲となります。

### 17. 利益の見込みおよび損失の可能性

解約の申し出のない限り、預入日から10年後の満期日に約定利率で計算した利息を元金に組入れて、自動継続します。

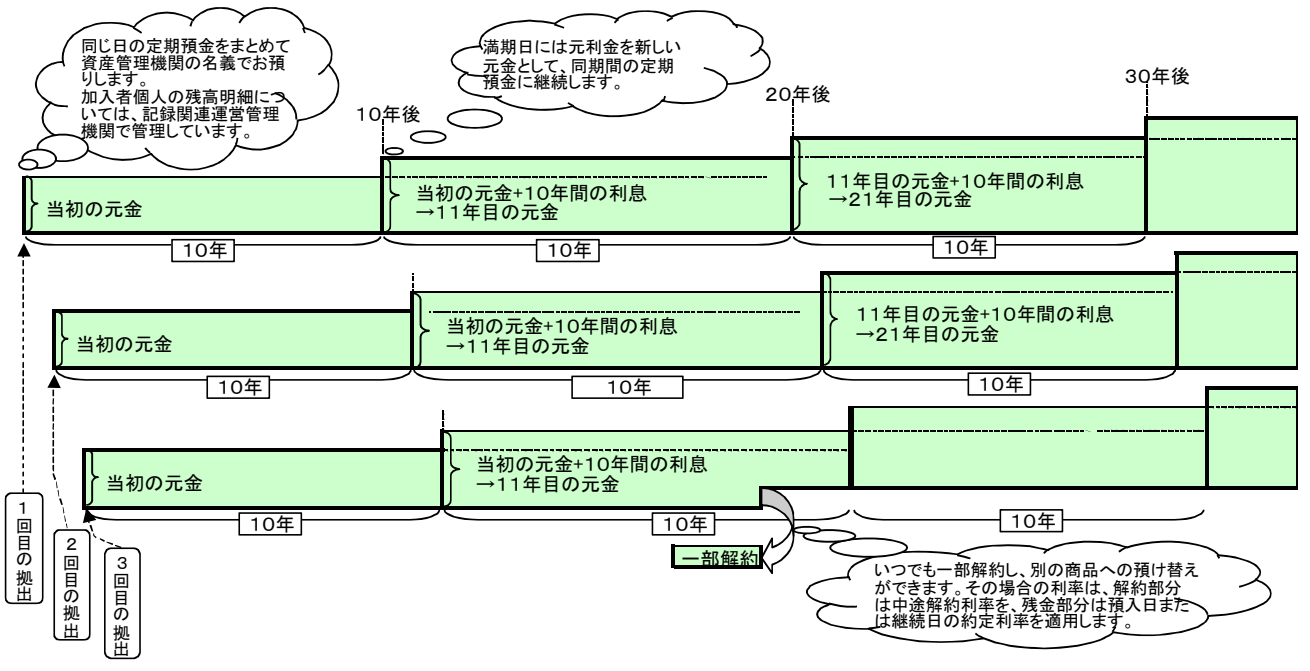
また、預入期間の途中で解約(一部解約を含みます)した場合でも、所定の中途解約利率により計算した利息と元金をお支払いします。

商品提供金融機関(三井住友銀行)の破綻時において、預金保険制度の保護範囲を超える元金および利息については保護されないおそれがあります。

### 18. 適用金利の提示方法

適用金利は運営管理機関から提示します。

### 商品の説明



■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該預金の勧誘を目的とするものではありません。  
■当資料は株式会社三井住友銀行が信頼できると判断した諸データに基づいてジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社で作成しましたが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。



## 三井住友・DCつみたてNISA・日本株インデックスファンド

投資信託協会分類: 追加型投信/国内/株式/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

## 1.投資方針

国内株式インデックス・マザーファンド(B号)への投資を通じて、主としてTOPIX(東証株価指数)に採用されている銘柄の株式に投資を行い、TOPIX(東証株価指数、配当込み)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

- TOPIX(東証株価指数)採用銘柄の中から、原則として投資不適格銘柄および低流動性銘柄を除外した上で、マルチファクターモデルを活用した最適化法により、推定トラッキングエラーの低減のみならず制約条件を加えることで、実績トラッキングエラーを抑えることを目指してポートフォリオを構築します。
- TOPIX(東証株価指数、配当込み)との連動性を随時チェックし、必要に応じてマルチファクターモデルを使用してポートフォリオのリバランスを行います。

## 2.主要投資対象

国内株式インデックス・マザーファンド(B号)

## 3.主な投資制限

- 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への投資は行いません。

## 4.ベンチマーク

TOPIX(東証株価指数、配当込み)

## 5.信託設定日

2011年12月9日

## 6.信託期間

無期限

## 7.償還条項

委託会社は、受益者にとって有利であると認めるとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、あらかじめ受益者に書面により通知する等の所定の手続きを経て、繰上償還させることがあります。

## 8.決算日

毎年11月30日(休業日の場合は翌営業日)

## 9.信託報酬

純資産総額に対して年0.176%(税抜き0.16%)  
内訳: 委託会社 年0.07%(税抜き)  
販売会社 年0.07%(税抜き)  
受託会社 年0.02%(税抜き)

## 10.信託報酬以外のコスト

ファンドの監査費用や有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等(それらにかかる消費税等相当額を含みます。)が信託財産から支払われます。

## 11.お申込単位

1円以上1円単位

## 12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

## 13.お申込手数料

ありません。

## 14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

## 15.信託財産留保額

ありません。

## 16.収益分配

年1回(原則として11月30日。休業日の場合は翌営業日)決算を行い、分配金額を決定します。分配金は、自動的に再投資されます。

## 17.お申込不可日等

取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、ファンドの取得申込・解約請求を中止等する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

## 18.課税関係

確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

## 19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「三井住友・DCつみたてNISA・日本株インデックスファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

## 三井住友・DCつみたてNISA・日本株インデックスファンド

投資信託協会分類: 追加型投信/国内/株式/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

## 20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

## 21.持分の計算方法

解約価額×保有口数

注:解約価額が10,000口当たりで表示されている場合は10,000で除してください。

## 22.委託会社

三井住友DSアセットマネジメント株式会社  
(信託財産の運用指図等を行います。)

## 23.受託会社

三井住友信託銀行株式会社  
(信託財産の保管・管理等を行います。)  
再信託受託会社: 株式会社日本カストディ銀行

## 24.基準価額の主な変動要因等

## ① 株式市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況、これらに対する外部的評価の変化等によって変動し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。特に、企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、基準価額が大きく下落する要因となります。

## ② 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

## ③ 市場流動性リスク

ファンドの資金流入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

## ④ 指数の動きと連動しない要因

ファンドは、TOPIX(東証株価指数、配当込み)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。ただし、有価証券売買時のコストおよび信託報酬その他のファンド運営にかかる費用、追加設定・解約に伴う組入有価証券の売買のタイミング差、インデックス構成銘柄と組入有価証券との誤差の影響、株価指数先物とインデックスとの動きの不一致等から、上記インデックスの動きに連動しないことがあります。

## ⑤ ファミリーファンド方式にかかる留意点

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

## ⑥ 解約制限等に関する留意点

投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの解約申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた解約申込みを取り消すことがあります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「三井住友・DCつみたてNISA・日本株インデックスファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

# 年金積立 Jグロース (愛称:DC Jグロース)

投資信託協会分類:追加型投信/国内/株式

**本商品は元本確保型の商品ではありません**

## 1.投資方針

- ・主として、「Jグロース マザーファンド」受益証券に投資を行ない、信託財産の成長をめざします。
- ・マザーファンド受益証券の組入比率は高位を保つことを原則とします。ただし、資金動向などによっては組入比率を引き下げることもあります。
- ・また、市況動向によっては有価証券などへの直接投資を行なうこともあります。
- ・株式以外の資産への実質投資割合(マザーファンドの信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした割合を含みます。)は、原則として、信託財産の総額の50%以下とします。
- ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

<マザーファンドの投資方針>

- ・株式への投資は原則として、株主還元が期待できる企業、株主資本の成長率が高い企業などの株式に投資を行ない、売買益の獲得をめざします。
- ・株式以外の資産への投資割合は、原則として、信託財産の総額の50%以下とします。
- ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

## 2.主要投資対象

「Jグロース マザーファンド」受益証券  
(マザーファンドは、わが国の金融商品取引所上場株式(これに準ずるものを含みます。)を主要投資対象とします。)

## 3.主な投資制限

- ・株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合には、制限を設けません。
- ・投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の総額の5%以下とします。
- ・外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の総額の50%以下とします。

## 4.ベンチマーク

TOPIX(東証株価指数)配当込み

## 5.信託設定日

2001年10月31日

## 6.信託期間

無期限

## 7.償還条項

委託者は、信託期間中において、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

## 8.決算日

毎年6月25日(休業日の場合は翌営業日)

## 9.信託報酬

純資産総額に対して年0.902%(税抜0.82%)  
内訳:委託会社0.42%、受託会社0.10%、販売会社0.30%  
※内訳の率は税抜です。別途消費税がかかります。

## 10.信託報酬以外のコスト

信託財産に関する以下の費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

- ① 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および先物・オプション取引などに要する費用。
- ② 信託財産の財務諸表の監査に要する費用(日々、計上されます。)
- ③ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外貨建資産の保管などに要する費用、解約に伴う支払資金の手当てなどを目的とした借入金の利息および受託会社の立て替えた立替金の利息。

\* 監査費用、売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

## 11.お申込単位

1円以上1円単位

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

## 年金積立 Jグロース (愛称:DC Jグロース)

投資信託協会分類:追加型投信/国内/株式

**本商品は元本確保型の商品ではありません**

### 12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

### 13.お申込手数料

ありません。

### 14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

### 15.信託財産留保額

ありません。

### 16.収益分配

年1回の決算時(原則として6月25日)に収益分配方針に基づき収益分配を行いません。分配金は、自動的に再投資されます。

### 17.お申込不可日等

金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込・解約請求を中止等する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

### 18.課税関係

確定拠出年金制度上は運用益は非課税となります。

### 19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

### 20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

### 21.持分の計算方法

解約価額×保有口数

注:解約価額が10,000口当たりで表示されている場合は10,000で除して下さい。

### 22.委託会社

日興アセットマネジメント株式会社  
(信託財産の運用指図などを行いません。)

### 23.受託会社

三井住友信託銀行株式会社  
(信託財産の保管・管理・計算などを行いません。)  
再信託受託会社:株式会社日本カストディ銀行

### 24.基準価額の主な変動要因等

#### 1. 価格変動リスク

一般に株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。

#### 2. 流動性リスク

市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

#### 3. 信用リスク

・一般に投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト(債務不履行)や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落(価格がゼロになることもあります。)し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、金融商品取引所が定める一定の基準に該当した場合、上場が廃止される可能性があり、廃止される恐れが生じた場合や廃止となる場合も発行体の株式などの価格は下がり、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあります。  
・ファンドの資金をコール・ローン、譲渡性預金証書などの短期金融資産で運用することがありますが、買付け相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

#### 4. 為替変動リスク

外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

## 大和住銀DC国内株式ファンド

投資信託協会分類: 追加型投信/国内/株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

## 1.投資方針

年金日本株式マザーファンドへの投資を通じて、わが国の株式に投資し、ファンダメンタル価値対比の割安性を重視し、収益性・成長性を勘案したアクティブ運用により、信託財産の長期的な成長を目指します。組織運用による銘柄選定、業種別・規模別配分等を行います。TOPIX(配当込み)をベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。運用は、ファミリーファンド方式で行います。

## 2.主要投資対象

年金日本株式マザーファンド受益証券  
(マザーファンドは、わが国の株式を主要投資対象とします。)

## 3.主な投資制限

株式への実質投資割合には、制限を設けません。  
同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。  
外貨建資産への投資は行いません。

## 4.ベンチマーク

東証株価指数(TOPIX) 配当込み

## 5.信託設定日

2006年10月23日

## 6.信託期間

無期限

## 7.償還条項

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、信託財産の受益権の残存口数が、5億口を下回ることとなった場合等には、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることで、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

## 8.決算日

毎年1月27日(但し休業日の場合は翌営業日)

## 9.信託報酬

純資産総額に対して年率1.045%(税抜0.95%)  
内訳: 委託会社 年率0.52%(税抜)  
販売会社 年率0.38%(税抜)  
受託会社 年率0.05%(税抜)

## 10.信託報酬以外のコスト

組み入れ有価証券の売買の際の売買委託手数料等、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸経費(監査費用等)および受託者の立替えた立替金の利息等は、購入者の負担とし、信託財産中から支弁します。

## 11.お申込単位

1円以上1円単位

## 12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

## 13.お申込手数料

ありません。

## 14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

## 15.信託財産留保額

ありません。

## 16.収益分配

年1回の決算時(原則として1月27日)に収益分配方針に基づき収益分配を行います。分配金は、自動的に再投資されます。

## 17.お申込不可日等

取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断でファンドの受益権の取得申込・解約請求を中止等する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「大和住銀DC国内株式ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

## 大和住銀DC国内株式ファンド

投資信託協会分類: 追加型投信/国内/株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

### 18.課税関係

確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

### 19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

### 20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

### 21.持分の計算方法

解約価額×保有口数

注: 解約価額が10000口あたりで表示されている場合は10000で除してください。

### 22.委託会社

三井住友DSアセットマネジメント株式会社  
(信託財産の運用指図、受益権の発行等を行います。)

### 23.受託会社

三井住友信託銀行株式会社  
(信託財産の保管・管理を行います。)  
再信託受託会社: 株式会社日本カストディ銀行

### 24.基準価額の主な変動要因等

#### 株式投資のリスク

当ファンドおよびマザーファンドでは、株式を保有します。これらの価格は、急激に予想を超えた変動をすることがあります。株式投資は、債券よりも長期的な成長の可能性は大きいものの、短期的には価格変動性が高いのが一般的です。

#### 「価格変動性」

投資対象の株式の値動きによって、当ファンドのポートフォリオの評価額が変動する可能性をさします。当ファンドは、債券等を主要な投資対象とするファンドに比べ、より大きな価格変動性があります。

#### 「流動性リスク」

ファンドにとって最適な時期・価格で証券を売却できなかった場合に損失となったり、値上がり益を逸する可能性をさします。当ファンドでは、中小型株を組入れる場合がありますが、これらの株式は、大型株よりも流動性に欠けることが多いといえます。またこれらの株式は、大型株に比べ価格変動性が高いのが一般的です。

#### 「信用リスク」

株式の発行者の事業活動や財務状態に不利な事態が生じた場合、当該発行者の株式の価値及び配当の規模と頻度が減少することがあります。

市場での流動性は、株式の価値に影響を与える場合があります。一方で、市場の厚さと同様に株式の発行者の状態により影響を受ける場合があります。

この他、証券の種類、政治的経済的な材料への反応、税金、売買量に対する市場の制限等に関する市場の動向も市場リスクに含まれます。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「大和住銀DC国内株式ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

## 三井住友・日本債券インデックス・ファンド

投資信託協会分類: 追加型投信/国内/債券/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

### 1.投資方針

国内債券(NOMURA-BPI)マザーファンドを主要投資対象とし、NOMURA-BPI(総合)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。公社債その他の有価証券または金融商品に直接投資を行う場合があります。

### 2.主要投資対象

国内債券(NOMURA-BPI)マザーファンド

### 3.主な投資制限

- ① 株式への投資は、転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使による取得に限り、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ② 外貨建資産への投資は行いません。

### 4.ベンチマーク

NOMURA-BPI(総合)

### 5.信託設定日

2002年1月4日

### 6.信託期間

無期限

### 7.償還条項

委託会社は、受益者にとって有利であると認めるとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、あらかじめ受益者に書面により通知する等の所定の手続きを経て、繰上償還させることがあります。

### 8.決算日

毎年6月20日(休業日の場合は翌営業日)

### 9.信託報酬

純資産総額に対して年0.176%(税抜き0.16%)  
 内訳: 委託会社 年0.06%(税抜き)  
 販売会社 年0.07%(税抜き)  
 受託会社 年0.03%(税抜き)

### 10.信託報酬以外のコスト

ファンドの監査費用や有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等(それらにかかる消費税等相当額を含みます。)が信託財産から支払われます。

### 11.お申込単位

1円以上1円単位

### 12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

### 13.お申込手数料

ありません。

### 14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

### 15.信託財産留保額

ありません。

### 16.収益分配

年1回(原則として6月20日。休業日の場合は翌営業日)決算を行い、分配金額を決定します。分配金は、自動的に再投資されます。

### 17.お申込不可日等

取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、ファンドの取得申込・解約請求を中止等する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

### 18.課税関係

確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

### 19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

### 20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「三井住友・日本債券インデックス・ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

## 三井住友・日本債券インデックス・ファンド

投資信託協会分類: 追加型投信/国内/債券/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

## 21. 持分の計算方法

解約価額×保有口数

注: 解約価額が10,000口当たりで表示されている場合は10,000で除してください。

## 22. 委託会社

三井住友DSアセットマネジメント株式会社  
(信託財産の運用指図等を行います。)

## 23. 受託会社

三井住友信託銀行株式会社  
(信託財産の保管・管理等を行います。)  
再信託受託会社: 株式会社日本カストディ銀行

## 24. 基準価額の主な変動要因等

- ① 債券市場リスク  
内外の政治、経済、社会情勢等の影響により債券相場が下落(金利が上昇)した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが保有する個々の債券については、下記「信用リスク」を負うことにもなります。
- ② 信用リスク  
ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。
- ③ 市場流動性リスク  
ファンドの資金流入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。
- ④ 指数の動きと連動しない要因  
ファンドは、NOMURA-BPI(総合)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。ただし、有価証券売買時のコストおよび信託報酬その他のファンド運営にかかる費用、追加設定・解約に伴う組入有価証券の売買のタイミング差、インデックス構成銘柄と組入有価証券との誤差の影響等から、上記インデックスの動きに連動しないことがあります。

- ⑤ ファミリーファンド方式にかかる留意点  
当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。
- ⑥ 解約制限等に関する留意点  
投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの解約申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた解約申込みを取り消すことがあります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「三井住友・日本債券インデックス・ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。



## 三井住友・DCつみたてNISA・全海外株インデックスファンド

投資信託協会分類: 追加型投信/海外/株式/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

### 1.投資方針

- ① 外国株式インデックス・マザーファンドおよびエマージング株式インデックス・マザーファンドへの投資を通じて、MSCIオール・カンントリー・ワールド・インデックス(除く日本、配当込み、円ベース)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- ② 主として日本を除く先進国の株式、新興国の株式(預託証券(DR)、株式の値動きに連動する有価証券を含みます。)、新興国の株式指数を対象とした先物取引および新興国の株式等を主要投資対象とする上場投資信託証券に投資します。
- ③ 各マザーファンドへの投資割合は、原則としてそれぞれのマザーファンドが連動の目標とする株価指数(インデックス)の時価総額の比率とします。
- ④ 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

<各マザーファンドの投資方針等>

外国株式インデックス・マザーファンド

主として日本を除く世界各国の株式に投資し、MSCIコクサイインデックス(配当込み、円ベース)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

エマージング株式インデックス・マザーファンド

主として新興国の株式(預託証券(DR)、株式の値動きに連動する有価証券を含みます。)、新興国の株式指数を対象とした先物取引および新興国の株式等を主要投資対象とする上場投資信託証券に投資し、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

### 2.主要投資対象

外国株式インデックス・マザーファンド  
エマージング株式インデックス・マザーファンド

### 3.主な投資制限

- ① 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ② 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

### 4.ベンチマーク

MSCIオール・カンントリー・ワールド・インデックス(除く日本、配当込み、円ベース)

### 5.信託設定日

2011年4月18日

### 6.信託期間

無期限

### 7.償還条項

委託会社は、受益者にとって有利であると認めるとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、あらかじめ受益者に書面により通知する等の所定の手続きを経て、繰上償還させることがあります。

### 8.決算日

毎年11月30日(休業日の場合は翌営業日)

### 9.信託報酬

純資産総額に対して年0.275%(税抜き0.25%)  
内訳: 委託会社 年0.11%(税抜き)  
販売会社 年0.1%(税抜き)  
受託会社 年0.04%(税抜き)

### 10.信託報酬以外のコスト

ファンドの監査費用や有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等(それらにかかる消費税等相当額を含みます。)が信託財産から支払われます。

### 11.お申込単位

1円以上1円単位

### 12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

### 13.お申込手数料

ありません。

### 14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

### 15.信託財産留保額

ありません。

### 16.収益分配

年1回(原則として11月30日。休業日の場合は翌営業日)決算を行い、分配金額を決定します。分配金は、自動的に再投資されます。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「三井住友・DCつみたてNISA・全海外株インデックスファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

## 三井住友・DCつみたてNISA・全海外株インデックスファンド

投資信託協会分類：追加型投信／海外／株式／インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

### 17.お申込不可日等

- ① ニューヨークまたはロンドンの取引所の休業日に当たる場合には、購入、解約の申込みを受け付けません。
- ② 取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、ファンドの取得申込・解約請求を中止等する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

### 18.課税関係

確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

### 19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

### 20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

### 21.持分の計算方法

解約価額×保有口数

注：解約価額が10,000口当たりで表示されている場合は10,000で除してください。

### 22.委託会社

三井住友DSアセットマネジメント株式会社  
(信託財産の運用指図等を行います。)

### 23.受託会社

三井住友信託銀行株式会社  
(信託財産の保管・管理等を行います。)

再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行

### 24.基準価額の主な変動要因等

- ① 株式市場リスク  
内外の政治、経済、社会情勢等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況、これらに対する外部的評価の変化等によって変動し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。特に、企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、基準価額が大きく下落する要因となります。
- ② 信用リスク  
ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。
- ③ 為替変動リスク  
外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほか、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落(円高)する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動(円高)は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。
- ④ カントリーリスク  
海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。
- ⑤ 市場流動性リスク  
ファンドの資金流入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「三井住友・DCつみたてNISA・全海外株インデックスファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書に関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

## 三井住友・DCつみたてNISA・全海外株インデックスファンド

投資信託協会分類：追加型投信／海外／株式／インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

- ⑥ 指数の動きと連動しない要因  
 ファンドは、MSCIオール・カンントリー・ワールド・インデックス(除く日本、配当込み、円ベース)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。ただし、有価証券売買時のコストおよび信託報酬その他のファンド運営にかかる費用、追加設定・解約に伴う組入有価証券の売買のタイミング差、インデックス構成銘柄と組入有価証券との誤差の影響、株価指数先物とインデックスとの動きの不一致等から、上記インデックスの動きに連動しないことがあります。
- ⑦ ファミリーファンド方式にかかる留意点  
 当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。
- ⑧ 解約制限等に関する留意点  
 投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの解約申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた解約申込みを取り消すことがあります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「三井住友・DCつみたてNISA・全海外株インデックスファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

# インデックスファンド海外新興国(エマージング)株式 (愛称：DC インデックス海外新興国株式)

投資信託協会分類：追加型投信／海外／株式／インデックス型

**本商品は元本確保型の商品ではありません**

## 1.投資方針

- ・主として、「海外新興国株式インデックスMSCI エマージング(ヘッジなし)マザーファンド」受益証券に投資を行ない、MSCI エマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み、円ヘッジなし・円ベース)の動きに連動する投資成果をめざします。
- ・マザーファンド受益証券の組入比率は高位を保つことを原則とします。なお、資金動向などによっては、株価指数先物取引などを活用したり、マザーファンド受益証券の組入比率を引き下げたりすることがあります。
- ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

＜マザーファンドの投資方針＞

- ・主として新興国の株式(DR(預託証券)およびカンツリーファンドなどを含みます。)に投資し、MSCI エマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み、円ヘッジなし・円ベース)の動きに連動する投資成果をめざして運用を行ないます。
- ・投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的のため、株価指数先物取引や外国為替予約取引などを活用することがあります。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引などの買建玉の時価総額の合計額および外貨建資産の組入総額と外国為替予約取引などの買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

## 2.主要投資対象

「海外新興国株式インデックス MSCI エマージング(ヘッジなし)マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。

## 3.主な投資制限

- ・株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合には、制限を設けません。
- ・投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資は、信託財産の総額の5%以下とします。
- ・外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

## 4.ベンチマーク

MSCI エマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み、円ヘッジなし・円ベース)

## 5.信託設定日

2008年4月1日

## 6.信託期間

無期限

## 7.償還条項

委託者は、信託期間中において、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

## 8.決算日

毎年11月16日(休業日の場合は翌営業日)

## 9.信託報酬

純資産総額に対して年0.374%(税抜0.34%)  
内訳：委託会社0.095%、受託会社0.030%、販売会社0.215%  
※内訳の率は税抜です。別途消費税がかかります。

## 10.信託報酬以外のコスト

信託財産に関する以下の費用・報酬およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

- ①組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および先物・オプション取引などに要する費用。
  - ②信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外貨建資産の保管などに要する費用、解約に伴う支払資金の手当てなどを目的とした借入金の利息および受託会社の立て替えた立替金の利息。
  - ③有価証券の貸付を行なった場合に限り、その対価としての品貸料(マザーファンド(当該マザーファンドの約款において、品貸料の一部を、同マザーファンドに投資を行なっている証券投資信託の報酬として収受する規定のあるもの)に限り)における品貸料については、他の証券投資信託が同一のマザーファンドに投資を行なっている場合は、マザーファンドの純資産総額における当該各証券投資信託の時価総額に応じて、毎日按分するものとします。)に0.55(税抜0.5)を乗じて得た貸付有価証券関連報酬。委託会社と受託会社の配分は4:1とし、信託報酬と同時期に支払います。
  - ④その他諸費用として純資産総額に対し年率0.1%以内(目論見書、信託約款の作成、印刷および交付にかかる費用など)
- ※売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

## 11.お申込単位

1円以上1円単位

## 12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

## 13.お申込手数料

ありません。

## 14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

## 15.信託財産留保額

ありません。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

## インデックスファンド海外新興国(エマージング)株式 (愛称：DC インデックス海外新興国株式)

投資信託協会分類：追加型投信／海外／株式／インデックス型

**本商品は元本確保型の商品ではありません**

### 16.収益分配

年1回の決算時(原則として11月16日)に収益分配方針に基づき収益分配を行ないます。分配金は、自動的に再投資されます。

### 17.お申込不可日等

金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込・解約請求を中止等する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

### 18.課税関係

確定拠出年金制度上は運用益は非課税となります。

### 19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

### 20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

### 21.持分の計算方法

解約価額×保有口数

注：解約価額が10,000口当たりで表示されている場合は10,000で除して下さい。

### 22.委託会社

日興アセットマネジメント株式会社  
(信託財産の運用指図などを行ないます。)

### 23.受託会社

野村信託銀行株式会社  
(信託財産の保管・管理・計算などを行ないます。)

### 24.基準価額の主な変動要因等

#### 1. 価格変動リスク

・一般に株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。

・一般に新興国の株式は、先進国の株式に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。

#### 2. 流動性リスク

・市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

・一般に新興国の株式は、先進国の株式に比べて市場規模や取引量が少ないため、流動性リスクが高まる場合があります。

#### 3. 信用リスク

・一般に投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト(債務不履行)や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落(価格がゼロになることもあります。)し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、金融商品取引所が定める一定の基準に該当した場合、上場が廃止される可能性があり、廃止される恐れが生じた場合や廃止となる場合も発行体の株式などの価格は下がり、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあります。

・ファンドの資金をコール・ローン、譲渡性預金証書などの短期金融資産で運用することがありますが、買付け相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

#### 4. 為替変動リスク

・外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

・一般に新興国の通貨は、先進国の通貨に比べて為替変動が大きくなる場合があります。

#### 5. カントリー・リスク

・投資対象国における非常事態など(金融危機、財政上の理由による国自体のデフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)を含む市況動向や資金動向などによっては、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあり、投資方針に従った運用ができない場合があります。

・一般に新興国は、情報の開示などが先進国に比べて充分でない、あるいは正確な情報の入手が遅延する場合があります。

・ファンドの投資対象資産が上場または取引されている諸国の税制は各国によって異なります。また、それらの諸国における税制が一時的に変更されたり、新たな税制が適用されたりすることもあります。以上のような要因は、ファンドの信託財産の価値に影響を与える可能性があります。

**<MSCI エマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み、円ヘッジなし・円ベース)と基準価額の主な乖離要因>**

当ファンドは、基準価額の変動率をMSCI エマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み、円ヘッジなし・円ベース)の変動率に一致させることをめざしますが、次のような要因があるため、同指数と一致した推移をお約束できるものではありません。

・MSCI エマージング・マーケット・インデックスの採用銘柄の変更や資本異動などによってポートフォリオの調整が行なわれる場合、個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があること。また、信託報酬、売買委託手数料、監査費用などの費用をファンドが負担すること。

・分配原資となる組入銘柄の配当金受け取りと、当ファンドの分配金支払いのタイミングや金額が完全には一致しないこと。また、配当金にかかる税率について、実際の税率と同指数の計算上の税率が完全には一致しないこと。

・先物取引等のデリバティブ取引を利用した場合、当該取引の値動きとMSCI エマージング・マーケット・インデックスの採用銘柄の一部または全部の値動きが一致しないこと。

・有価証券の貸付による品貸料が発生すること。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

## 大和住銀DC海外株式アクティブファンド

投資信託協会分類：追加型投信/海外/株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

## 1.投資方針

インターナショナル株式マザーファンド受益証券への投資を通じて、海外の株式に分散投資します。MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)をベンチマークとし、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。マザーファンドの運用指図にかかる権限を、ティール・ロウ・プライス・アソシエイツ・インクへ委託します。実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。運用は、ファミリーファンド方式で行います。

## 2.主要投資対象

インターナショナル株式マザーファンド受益証券(マザーファンドは、海外の株式を主要投資対象とします。)

## 3.主な投資制限

株式への実質投資割合には、制限を設けません。同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

## 4.ベンチマーク

MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)

## 5.信託設定日

2006年12月15日

## 6.信託期間

無期限

## 7.償還条項

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、信託財産の受益権の残存口数が、30億口を下回ることとなった場合等には、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

## 8.決算日

毎年12月14日(但し休業日の場合は翌営業日)

## 9.信託報酬

純資産総額に対して 年率1.782% (税抜 1.62%)  
内訳：委託会社 年率0.87% (税抜)  
販売会社 年率0.69% (税抜)  
受託会社 年率0.06% (税抜)

マザーファンドの投資顧問会社(ティール・ロウ・プライス・アソシエイツ・インク)への報酬は、委託会社の報酬から支弁されます。

## 10.信託報酬以外のコスト

組み入れ有価証券の売買の際の売買委託手数料等、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸経費(監査費用等)および受託者の立替えた立替金の利息等は、購入者の負担とし、信託財産中から支弁します。

## 11.お申込単位

1円以上1円単位

## 12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

## 13.お申込手数料

ありません。

## 14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

## 15.信託財産留保額

ありません。

## 16.収益分配

年1回の決算時(原則として12月14日)に収益分配方針に基づき収益分配を行います。分配金は、自動的に再投資されます。

## 17.お申込不可日等

取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断でファンドの受益権の取得申込・解約請求を中止等する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「大和住銀DC海外株式アクティブファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

## 大和住銀DC海外株式アクティブファンド

投資信託協会分類: 追加型投信/海外/株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

### 18. 課税関係

確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

### 19. 損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

### 20. セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

### 21. 持分の計算方法

解約価額×保有口数

注: 解約価額が10000口あたりで表示されている場合は10000で除してください。

### 22. 委託会社

三井住友DSアセットマネジメント株式会社  
(信託財産の運用指図、受益権の発行等を行います。)

### 23. 受託会社

三井住友信託銀行株式会社  
(信託財産の保管・管理を行います。)  
再信託受託会社: 株式会社日本カストディ銀行

### 24. 基準価額の主な変動要因等

- 株式市場リスク  
内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、株価が下落した場合はファンドの基準価額が下落する要因となります。
- 信用リスク  
ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。
- 為替変動リスク  
外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する(円高となる)場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。
- カントリーリスク  
海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券等の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。
- 流動性リスク  
有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。
- ベンチマークに関する留意点  
当ファンドは、MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)をベンチマークとします。当ファンドの投資成果は、ベンチマークを上回る場合がある一方で下回る場合もあります。したがって、当ファンドはベンチマークに対して一定の成果をあげることを保証するものではありません。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「大和住銀DC海外株式アクティブファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

## 大和住銀DC海外株式アクティブファンド

投資信託協会分類: 追加型投信/海外/株式

**本商品は元本確保型の商品ではありません**

### ⑦ ファミリーファンド方式にかかる留意点

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

### ⑧ 換金制限等に関する留意点

ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当でする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受け付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「大和住銀DC海外株式アクティブファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。



## 三井住友・DC外国債券インデックスファンド

投資信託協会分類: 追加型投信 / 海外 / 債券 / インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

### 1.投資方針

- ① 主としてパッシブ外国債券マザーファンドへの投資を通じて、外国の公社債への分散投資を行い、FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。  
ポートフォリオの見直しは、原則としてベンチマーク構成の変更やファンドの追加設定・解約時などの場合に行い、各国の市場動向に対する感応度がベンチマークに近付くように調整を行います。
- ② 外貨建資産に対する対円での為替ヘッジは、原則として行いません。ただし、市況動向等により弾力的、機動的に対円での為替ヘッジを行う場合があります。
- ③ 対象インデックス(ベンチマーク)との連動性を維持するため、債券先物取引等を利用することがあります。公社債と債券先物取引等の実質投資比率の合計が、純資産総額を超えることがあります。

### 2.主要投資対象

パッシブ外国債券マザーファンド

### 3.主な投資制限

- ① 株式への実質投資割合は、転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使による取得に限り、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ② 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

### 4.ベンチマーク

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

### 5.信託設定日

2002年4月1日

### 6.信託期間

無期限

### 7.償還条項

委託会社は、受益者にとって有利であると認めるとき、残存口数が30億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、あらかじめ受益者に書面により通知する等の所定の手続きを経て、繰上償還させることがあります。

### 8.決算日

毎年3月31日(休業日の場合は翌営業日)

### 9.信託報酬

純資産総額に対して年0.231%(税抜き0.21%)  
内訳: 委託会社 年0.08%(税抜き)  
販売会社 年0.1%(税抜き)  
受託会社 年0.03%(税抜き)

### 10.信託報酬以外のコスト

ファンドの監査費用や有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等(それらにかかる消費税等相当額を含みます。)が信託財産から支払われます。

### 11.お申込単位

1円以上1円単位

### 12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

### 13.お申込手数料

ありません。

### 14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

### 15.信託財産留保額

ありません。

### 16.収益分配

年1回(原則として3月31日。休業日の場合は翌営業日)決算を行い、分配金額を決定します。分配金は、自動的に再投資されます。

### 17.お申込不可日等

- ① ニューヨーク、ロンドンの取引所または銀行の休業日のいずれかに当たる場合には、購入、解約の申込みを受け付けません。
- ② 取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、ファンドの取得申込・解約請求を中止等する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

### 18.課税関係

確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「三井住友・DC外国債券インデックスファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

## 三井住友・DC外国債券インデックスファンド

投資信託協会分類: 追加型投信/海外/債券/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

## 19. 損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

## 20. セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

## 21. 持分の計算方法

解約価額×保有口数

注: 解約価額が10,000口当たりで表示されている場合は10,000で除してください。

## 22. 委託会社

三井住友DSアセットマネジメント株式会社  
(信託財産の運用指図等を行います。)

## 23. 受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社  
(信託財産の保管・管理等を行います。)  
再信託受託会社: 日本マスタートラスト信託銀行株式会社

## 24. 基準価額の主な変動要因等

## ① 債券市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により債券相場が下落(金利が上昇)した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが保有する個々の債券については、下記「信用リスク」を負うことにもなります。

## ② 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

## ③ 為替変動リスク

外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落(円高)する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動(円高)は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

## ④ カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

## ⑤ 市場流動性リスク

ファンドの資金流出入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

## ⑥ インデックスの動きに連動しない要因

ファンドは、FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。ただし、有価証券売買時のコストおよび信託報酬その他のファンド運営にかかる費用、追加設定・解約に伴う組入有価証券の売買のタイミング差、インデックス構成銘柄と組入有価証券との誤差の影響等から、上記インデックスの動きに連動しないことがあります。

## ⑦ ファミリーファンド方式にかかる留意点

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

## ⑧ 解約制限等に関する留意点

投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの解約申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた解約申込みを取り消すことがあります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「三井住友・DC外国債券インデックスファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

# インデックスファンド海外新興国(エマージング)債券(1年決算型) (愛称: DC インデックス海外新興国債券)

投資信託協会分類:追加型投信/海外/債券/インデックス型

**本商品は元本確保型の商品ではありません**

## 1.投資方針

- ・主として、「海外新興国債券インデックス Local (ヘッジなし) マザーファンド」受益証券に投資を行ない、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット グローバル・ディバーシファイド(円ヘッジなし・円ベース)の動きに連動する投資成果をめざします。
- ・マザーファンド受益証券の組入比率は高位を保つことを原則とします。なお、資金動向などによっては、債券先物取引などを活用したり、マザーファンド受益証券の組入比率を引き下げたりすることがあります。
- ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準になったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

<マザーファンドの投資方針>

- ・主として、新興国の現地通貨建債券に投資し、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット グローバル・ディバーシファイド(円ヘッジなし・円ベース)の動きに連動する投資成果をめざして運用を行ないます。なお、新興国の現地通貨建債券の騰落率に償還価額などが連動する債券を活用することもあります。
- ・投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的のため、債券先物取引や外国為替予約取引などを活用することがあります。このため、債券の組入総額と債券先物取引などの買建玉の時価総額の合計額および外貨建資産の組入総額と外国為替予約取引などの買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- ・外貨建資産への投資にあたっては、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

## 2.主要投資対象

「海外新興国債券インデックスLocal(ヘッジなし) マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。

## 3.主な投資制限

- ・株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)-への投資は、信託財産の総額の10%以下とします。
- ・外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

## 4.ベンチマーク

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット グローバル・ディバーシファイド(円ヘッジなし・円ベース)

## 5.信託設定日

2008年4月1日

## 6.信託期間

無期限

## 7.償還条項

委託者は、信託期間中において、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

## 8.決算日

毎年11月16日(休業日の場合は翌営業日)

## 9.信託報酬

純資産総額に対して年0.374%(税抜0.34%)  
内訳:委託会社0.095%、受託会社0.030%、販売会社0.215%  
※内訳の率は税抜です。別途消費税がかかります。

## 10.信託報酬以外のコスト

- 信託財産に関する以下の費用・報酬およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。
- ①組入・有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および先物・オプション取引などに要する費用。
  - ②信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外貨建資産の保管などに要する費用、解約に伴う支払資金の手当てなどを目的とした借入金の利息および受託会社の立て替えた立替金の利息。
  - ③有価証券の貸付を行なった場合に限り、その対価としての品貸料(マザーファンド(当該マザーファンドの約款において、品貸料の一部を、同マザーファンドに投資を行なっている証券投資信託の報酬として收受する規定のあるもの)に限り、品貸料については、他の証券投資信託が同一のマザーファンドに投資を行なっている場合は、マザーファンドの純資産総額における当該各証券投資信託の時価総額に応じて、毎日按分するものとします。)(に0.55(税抜0.5)を乗じて得た貸付有価証券関連報酬。委託会社と受託会社の配分は4:1とし、信託報酬と同時期に支払います。
  - ④その他諸費用として純資産総額に対し年率0.1%以内(目論見書、信託約款の作成、印刷および交付にかかる費用など)  
※売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

## 11.お申込単位

1円以上1円単位

## 12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

## 13.お申込手数料

ありません。

## 14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

## 15.信託財産留保額

ありません。

## 16.収益分配

年1回の決算時(原則として11月16日)に収益分配方針に基づき収益分配を行ないます。分配金は、自動的に再投資されます。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

## インデックスファンド海外新興国(エマージング)債券(1年決算型) (愛称：DC インデックス海外新興国債券)

投資信託協会分類：追加型投信／海外／債券／インデックス型

**本商品は元本確保型の商品ではありません**

### 17.お申込不可日等

金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込・解約請求を中止等する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

### 18.課税関係

確定拠出年金制度上は運用益は非課税となります。

### 19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

### 20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

### 21.持分の計算方法

解約価額×保有口数

注：解約価額が10,000口当たりで表示されている場合は10,000で除して下さい。

### 22.委託会社

日興アセットマネジメント株式会社  
(信託財産の運用指図などを行ないます。)

### 23.受託会社

野村信託銀行株式会社  
(信託財産の保管・管理・計算などを行ないます。)

### 24.基準価額の主な変動要因等

#### 1. 価格変動リスク

・一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。

・一般に新興国の債券は、先進国の債券に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与えます。

#### 2. 流動性リスク

・市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

・一般に新興国の債券は、先進国の債券に比べて市場規模や取引量が少ないため、流動性リスクが高まる場合があります。

#### 3. 信用リスク

・一般に公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト(債務不履行)が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落(価格がゼロになることもあります。))し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。

・一般に新興国の債券は、先進国の債券に比べて利回りが高い反面、価格変動が大きく、デフォルトが生じるリスクが高まる場合があります。

・格付を有する債券については、当該格付の変更に伴ない価格が下落するリスクもあります。

・ファンドの資金をコール・ローン、譲渡性預金証書などの短期金融資産で運用することがありますが、買付け相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

#### 4. 為替変動リスク

・外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

・一般に新興国の通貨は、先進国の通貨に比べて為替変動が大きくなる場合があります。

#### 5. カントリー・リスク

・投資対象国における非常事態など(金融危機、財政上の理由による国自体のデフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)を含む市況動向や資金動向などによっては、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあり、投資方針に従った運用ができない場合があります。

・一般に新興国は、情報の開示などが先進国に比べて充分でない、あるいは正確な情報の入手が遅延する場合があります。

・ファンドの投資対象資産が上場または取引されている諸国の税制は各国によって異なります。また、それらの諸国における税制が一時的に変更されたり、新たな税制が適用されたりすることもあります。以上のような要因は、ファンドの信託財産の価値に影響を与える可能性があります。

#### <JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット グローバル・ディバースファイド(円ヘッジなし・円ベース)と基準価額の主な乖離要因>

当ファンドは、基準価額の変動率をJPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット グローバル・ディバースファイド(円ヘッジなし・円ベース)の変動率に一致させることをめざしますが、次のような要因があるため、同指数と一致した推移をお約束できるものではありません。

・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット グローバル・ディバースファイド(円ヘッジなし・円ベース)の採用銘柄の変更や構成比率の変更などによってポートフォリオの調整が行なわれる場合、個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があること。また、信託報酬、売買委託手数料、監査費用などの費用をファンドが負担すること。

・分配原資となる組入銘柄のクーポン受け取りと、当ファンドの分配金支払いのタイミングや金額が完全には一致しないこと。

・先物取引等のデリバティブ取引を利用した場合、当該取引の値動きとJPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット グローバル・ディバースファイド(円ヘッジなし・円ベース)の採用銘柄の一部または全部の値動きが一致しないこと。

・有価証券の貸付による品貸料が発生すること。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

## 三井住友・DC年金バランス30(債券重点型)(愛称:マイパッケージ)

投資信託協会分類: 追加型投信 / 内外 / 資産複合 / インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

### 1.投資方針

- 内外の株式・公社債に投資する4つのマザーファンドの組入れを通じて、日本を含む世界各国の株式、公社債に分散投資することにより、信託財産の着実な成長を目指した運用を行います。
- 国内株式、国内債券、外国株式、外国債券および短期金融資産への実質的な基本資産配分は下記の通りとします。  
それぞれの資産の時価変動等に伴う各資産比率の変化については、一定の範囲(±3%)を設けて調整を行います。  
国内株式:20% 外国株式:10%  
国内債券:55% 外国債券:10%  
短期金融資産:5%
- 運用にあたっては、委託会社が独自に作成した合成指数をベンチマークとし、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指します。
- 実質外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジを行わないことを基本とします。

<各マザーファンドの投資方針等>

国内株式インデックス・マザーファンド(B号)

主として日本の株式に投資し、TOPIX(東証株価指数、配当込み)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

国内債券パッシブ・マザーファンド

日本の公社債および短期金融資産を主要投資対象とし、NOMURA-BPI(総合)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

外国株式インデックス・マザーファンド

主として日本を除く世界各国の株式に投資し、MSCIコクサイインデックス(配当込み、円ベース)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

外国債券パッシブ・マザーファンド

主として日本を除く世界各国の債券に投資し、FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)の動きに連動する投資成果を目指した運用を行います。

### 2.主要投資対象

国内株式インデックス・マザーファンド(B号)

国内債券パッシブ・マザーファンド

外国株式インデックス・マザーファンド

外国債券パッシブ・マザーファンド

### 3.主な投資制限

- 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額に対して、50%未満とします。
- 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額に対して、50%以下とします。

### 4.ベンチマーク

以下の比率により委託会社が独自に作成した合成指数

TOPIX(東証株価指数、配当込み)	20%
NOMURA-BPI(総合)	55%
MSCIコクサイインデックス(配当込み、円ベース)	10%
FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)	10%
有担保コール翌日物	5%

### 5.信託設定日

2005年9月30日

### 6.信託期間

無期限

### 7.償還条項

委託会社は、受益者にとって有利であると認めるとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、あらかじめ受益者に書面により通知する等の所定の手続きを経て、繰上償還させることがあります。

### 8.決算日

毎年2月18日(休業日の場合は翌営業日)

### 9.信託報酬

純資産総額に対して年0.242%(税抜き0.22%)  
内訳:委託会社 年0.09%(税抜き)  
販売会社 年0.1%(税抜き)  
受託会社 年0.03%(税抜き)

### 10.信託報酬以外のコスト

ファンドの監査費用や有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等(それらにかかる消費税等相当額を含みます。)が信託財産から支払われます。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「三井住友・DC年金バランス30(債券重点型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

## 三井住友・DC年金バランス30(債券重点型)(愛称:マイパッケージ)

投資信託協会分類: 追加型投信 / 内外 / 資産複合 / インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

### 11.お申込単位

1円以上1円単位

### 12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

### 13.お申込手数料

ありません。

### 14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

### 15.信託財産留保額

ありません。

### 16.収益分配

年1回(原則として2月18日。休業日の場合は翌営業日)決算を行い、分配金額を決定します。分配金は、自動的に再投資されます。

### 17.お申込不可日等

取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、ファンドの取得申込・解約請求を中止等する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

### 18.課税関係

確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

### 19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

### 20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

### 21.持分の計算方法

解約価額×保有口数

注:解約価額が10,000口当たりで表示されている場合は10,000で除してください。

### 22.委託会社

三井住友DSアセットマネジメント株式会社  
(信託財産の運用指図等を行います。)

### 23.受託会社

三井住友信託銀行株式会社  
(信託財産の保管・管理等を行います。)  
再信託受託会社:株式会社日本カストディ銀行

### 24.基準価額の主な変動要因等

- ① 株式市場リスク  
内外の政治、経済、社会情勢等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況、これらに対する外部的評価の変化等によって変動し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。特に、企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、基準価額が大きく下落する要因となります。
- ② 債券市場リスク  
内外の政治、経済、社会情勢等の影響により債券相場が下落(金利が上昇)した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが保有する個々の債券については、下記「信用リスク」を負うことにもなります。
- ③ 信用リスク  
ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。
- ④ 為替変動リスク  
外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほか、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落(円高)する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動(円高)は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「三井住友・DC年金バランス30(債券重点型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

## 三井住友・DC年金バランス30(債券重点型)(愛称：マイパッケージ)

投資信託協会分類：追加型投信／内外／資産複合／インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

### ⑤ カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

### ⑥ 市場流動性リスク

ファンドの資金流出入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならぬ場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

### ⑦ 指数の動きと連動しない要因

ファンドは、委託会社が独自に作成した合成指数の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。ただし、有価証券売買時のコストおよび信託報酬その他のファンド運営にかかる費用、追加設定・解約に伴う組入有価証券の売買のタイミング差、インデックス構成銘柄と組入有価証券との誤差の影響、株価指数先物等とインデックスとの動きの不一致等から、上記合成指数の動きに連動しないことがあります。

### ⑧ ファミリーファンド方式にかかる留意点

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

### ⑨ 解約制限等に関する留意点

投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの解約申込みの受付けを中止すること、および既に受け付けた解約申込みを取り消すことがあります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「三井住友・DC年金バランス30(債券重点型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

## 三井住友・DC年金バランス50(標準型)(愛称:マイパッケージ)

投資信託協会分類: 追加型投信 / 内外 / 資産複合 / インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

### 1.投資方針

- 内外の株式・公社債に投資する4つのマザーファンドの組入れを通じて、日本を含む世界各国の株式、公社債に分散投資することにより、信託財産の着実な成長を目指した運用を行います。
- 国内株式、国内債券、外国株式、外国債券および短期金融資産への実質的な基本資産配分は下記の通りとします。  
それぞれの資産の時価変動等に伴う各資産比率の変化については、一定の範囲(±3%)を設けて調整を行います。  
国内株式:35% 外国株式:15%  
国内債券:35% 外国債券:10%  
短期金融資産:5%
- 運用にあたっては、委託会社が独自に作成した合成指数をベンチマークとし、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指します。
- 実質外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジを行わないことを基本とします。

<各マザーファンドの投資方針等>

国内株式インデックス・マザーファンド(B号)

主として日本の株式に投資し、TOPIX(東証株価指数、配当込み)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

国内債券パッシブ・マザーファンド

日本の公社債および短期金融資産を主要投資対象とし、NOMURA-BPI(総合)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

外国株式インデックス・マザーファンド

主として日本を除く世界各国の株式に投資し、MSCIコクサイインデックス(配当込み、円ベース)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

外国債券パッシブ・マザーファンド

主として日本を除く世界各国の債券に投資し、FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)の動きに連動する投資成果を目指した運用を行います。

### 2.主要投資対象

国内株式インデックス・マザーファンド(B号)

国内債券パッシブ・マザーファンド

外国株式インデックス・マザーファンド

外国債券パッシブ・マザーファンド

### 3.主な投資制限

- 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額に対して、25%以上とします。
- 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額に対して、50%以下とします。

### 4.ベンチマーク

以下の比率により委託会社が独自に作成した合成指数

TOPIX(東証株価指数、配当込み)	35%
NOMURA-BPI(総合)	35%
MSCIコクサイインデックス(配当込み、円ベース)	15%
FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)	10%
有担保コール翌日物	5%

### 5.信託設定日

2005年9月30日

### 6.信託期間

無期限

### 7.償還条項

委託会社は、受益者にとって有利であると認めるとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、あらかじめ受益者に書面により通知する等の所定の手続きを経て、繰上償還させることがあります。

### 8.決算日

毎年2月18日(休業日の場合は翌営業日)

### 9.信託報酬

純資産総額に対して年0.253%(税抜き0.23%)  
内訳:委託会社 年0.10%(税抜き)  
販売会社 年0.1%(税抜き)  
受託会社 年0.03%(税抜き)

### 10.信託報酬以外のコスト

ファンドの監査費用や有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等(それらにかかる消費税等相当額を含みます。)が信託財産から支払われます。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「三井住友・DC年金バランス50(標準型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を開東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用結果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。



## 三井住友・DC年金バランス50(標準型)(愛称:マイパッケージ)

投資信託協会分類: 追加型投信/内外/資産複合/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

### 11.お申込単位

1円以上1円単位

### 12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

### 13.お申込手数料

ありません。

### 14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

### 15.信託財産留保額

ありません。

### 16.収益分配

年1回(原則として2月18日。休業日の場合は翌営業日)決算を行い、分配金額を決定します。分配金は、自動的に再投資されます。

### 17.お申込不可日等

取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、ファンドの取得申込・解約請求を中止等する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

### 18.課税関係

確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

### 19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

### 20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

### 21.持分の計算方法

解約価額×保有口数

注:解約価額が10,000口当たりで表示されている場合は10,000で除してください。

### 22.委託会社

三井住友DSアセットマネジメント株式会社  
(信託財産の運用指図等を行います。)

### 23.受託会社

三井住友信託銀行株式会社  
(信託財産の保管・管理等を行います。)  
再信託受託会社: 株式会社日本カストディ銀行

### 24.基準価額の主な変動要因等

#### ① 株式市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況、これらに対する外部的評価の変化等によって変動し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。特に、企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、基準価額が大きく下落する要因となります。

#### ② 債券市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により債券相場が下落(金利が上昇)した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが保有する個々の債券については、下記「信用リスク」を負うことにもなります。

#### ③ 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

#### ④ 為替変動リスク

外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほか、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落(円高)する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動(円高)は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「三井住友・DC年金バランス50(標準型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

## 三井住友・DC年金バランス50(標準型)(愛称：マイパッケージ)

投資信託協会分類：追加型投信／内外／資産複合／インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

### ⑤ カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

### ⑥ 市場流動性リスク

ファンドの資金流出入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならぬ場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

### ⑦ 指数の動きと連動しない要因

ファンドは、委託会社が独自に作成した合成指数の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。ただし、有価証券売買時のコストおよび信託報酬その他のファンド運営にかかる費用、追加設定・解約に伴う組入・組出有価証券の売買のタイミング差、インデックス構成銘柄と組入有価証券との誤差の影響、株価指数先物等とインデックスとの動きの不一致等から、上記合成指数の動きに連動しないことがあります。

### ⑧ ファミリーファンド方式にかかる留意点

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入・組出有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

### ⑨ 解約制限等に関する留意点

投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの解約申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた解約申込みを取り消すことがあります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「三井住友・DC年金バランス50(標準型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

## 三井住友・DC年金バランス70(株式重点型)(愛称:マイパッケージ)

投資信託協会分類: 追加型投信 / 内外 / 資産複合 / インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

### 1.投資方針

- 内外の株式・公社債に投資する4つのマザーファンドの組入れを通じて、日本を含む世界各国の株式、公社債に分散投資することにより、信託財産の着実な成長を目指した運用を行います。
- 国内株式、国内債券、外国株式、外国債券および短期金融資産への実質的な基本資産配分は下記の通りとします。  
それぞれの資産の時価変動等に伴う各資産比率の変化については、一定の範囲(±3%)を設けて調整を行います。  
国内株式:50% 外国株式:20%  
国内債券:15% 外国債券:10%  
短期金融資産:5%
- 運用にあたっては、委託会社が独自に作成した合成指数をベンチマークとし、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指します。
- 実質外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジを行わないことを基本とします。

<各マザーファンドの投資方針等>

国内株式インデックス・マザーファンド(B号)

主として日本の株式に投資し、TOPIX(東証株価指数、配当込み)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

国内債券パッシブ・マザーファンド

日本の公社債および短期金融資産を主要投資対象とし、NOMURA-BPI(総合)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

外国株式インデックス・マザーファンド

主として日本を除く世界各国の株式に投資し、MSCIコクサイインデックス(配当込み、円ベース)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

外国債券パッシブ・マザーファンド

主として日本を除く世界各国の債券に投資し、FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)の動きに連動する投資成果を目指した運用を行います。

### 2.主要投資対象

国内株式インデックス・マザーファンド(B号)  
国内債券パッシブ・マザーファンド  
外国株式インデックス・マザーファンド  
外国債券パッシブ・マザーファンド

### 3.主な投資制限

- 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額に対して、50%以上とします。
- 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額に対して、50%以下とします。

### 4.ベンチマーク

以下の比率により委託会社が独自に作成した合成指数

TOPIX(東証株価指数、配当込み)	50%
NOMURA-BPI(総合)	15%
MSCIコクサイインデックス(配当込み、円ベース)	20%
FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)	10%
有担保コール翌日物	5%

### 5.信託設定日

2005年9月30日

### 6.信託期間

無期限

### 7.償還条項

委託会社は、受益者にとって有利であると認めるとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、あらかじめ受益者に書面により通知する等の所定の手続きを経て、繰上償還させることがあります。

### 8.決算日

毎年2月18日(休業日の場合は翌営業日)

### 9.信託報酬

純資産総額に対して年0.264%(税抜き0.24%)  
内訳:委託会社 年0.11%(税抜き)  
販売会社 年0.1%(税抜き)  
受託会社 年0.03%(税抜き)

### 10.信託報酬以外のコスト

ファンドの監査費用や有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等(それらにかかる消費税等相当額を含みます。)が信託財産から支払われます。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「三井住友・DC年金バランス70(株式重点型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

## 三井住友・DC年金バランス70(株式重点型)(愛称：マイパッケージ)

投資信託協会分類：追加型投信／内外／資産複合／インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

### 11.お申込単位

1円以上1円単位

### 12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

### 13.お申込手数料

ありません。

### 14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

### 15.信託財産留保額

ありません。

### 16.収益分配

年1回(原則として2月18日。休業日の場合は翌営業日)決算を行い、分配金額を決定します。分配金は、自動的に再投資されます。

### 17.お申込不可日等

取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、ファンドの取得申込・解約請求を中止等する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

### 18.課税関係

確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

### 19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

### 20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

### 21.持分の計算方法

解約価額×保有口数

注：解約価額が10,000口当たりで表示されている場合は10,000で除してください。

### 22.委託会社

三井住友DSアセットマネジメント株式会社  
(信託財産の運用指図等を行います。)

### 23.受託会社

三井住友信託銀行株式会社  
(信託財産の保管・管理等を行います。)  
再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行

### 24.基準価額の主な変動要因等

#### ① 株式市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況、これらに対する外部的評価の変化等によって変動し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。特に、企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、基準価額が大きく下落する要因となります。

#### ② 債券市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により債券相場が下落(金利が上昇)した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが保有する個々の債券については、下記「信用リスク」を負うことにもなります。

#### ③ 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

#### ④ 為替変動リスク

外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落(円高)する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動(円高)は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「三井住友・DC年金バランス70(株式重点型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

## 三井住友・DC年金バランス70(株式重点型)(愛称：マイパッケージ)

投資信託協会分類：追加型投信／内外／資産複合／インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

### ⑤ カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

### ⑥ 市場流動性リスク

ファンドの資金流出入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならぬ場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

### ⑦ 指数の動きと連動しない要因

ファンドは、委託会社が独自に作成した合成指数の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。ただし、有価証券売買時のコストおよび信託報酬その他のファンド運営にかかる費用、追加設定・解約に伴う組入有価証券の売買のタイミング差、インデックス構成銘柄と組入有価証券との誤差の影響、株価指数先物等とインデックスとの動きの不一致等から、上記合成指数の動きに連動しないことがあります。

### ⑧ ファミリーファンド方式にかかる留意点

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

### ⑨ 解約制限等に関する留意点

投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの解約申込みの受付けを中止すること、および既に受け付けた解約申込みを取り消すことがあります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「三井住友・DC年金バランス70(株式重点型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

## 財産3分法ファンド(不動産・債券・株式)毎月分配型 (愛称:財産3分法ファンド、財産3分法)

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資産複合

**本商品は元本確保型の商品ではありません**

### 1.投資方針

- ・主として、投資信託証券に投資を行ない、高いインカム収益の確保を図るとともに、安定した信託財産の成長をめざします。
- ・原則として、ファンドが実質的に保有する以下に掲げる資産の信託財産の純資産総額に対する割合が、それぞれ以下に定める範囲内となるよう、投資信託証券に投資を行ないます。  
「不動産等(不動産、不動産の賃借権、地上権およびこれらのものを信託する信託の受益権または匿名組合出資持分をいいます。)」…… 25%±20%  
「債券」…… 50%±40%  
「株式」…… 25%±20%
- ・投資信託証券へあたっては、金融商品取引所に上場しており、かつ、時価総額が10億円以上の不動産投信、約款で別に定める投資信託証券および以下の投資信託証券の中から、各資産毎の利回り水準や市況動向、資金動向などを勘案し、投資を行ないます。  
証券投資信託「海外債券インデックス(ヘッジなし)マザーファンド」  
証券投資信託「日本株式インデックス225マザーファンド」
- ・投資信託証券への投資は、高位を維持することを基本とします。
- ・なお、約款で別に定める投資信託証券については、定性評価、定量評価などを勘案して、適宜見直しを行ないます。この際、既に指定されていた投資信託証券を除外したり、新たに投資信託証券を指定する場合があります。
- ・また、外貨建ての投資信託証券に投資することがあります。
- ・ファンドが実質的に保有する外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図るため、為替ヘッジを行なう場合があります。
- ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

＜投資対象とする投資信託証券の概要およびマザーファンドの投資方針＞

#### 《不動産投信》

不動産を主な投資対象とする投資法人あるいは投資信託を総称して不動産投信といたします。ビル、マンション、オフィス、倉庫などの不動産を中心に運用し、そこから得られる賃料収入、売却益などを投資家に分配(配当)する投資信託です。

◆投資対象とする不動産投信は、金融商品取引所に上場しており、かつ、時価総額が10億円以上の不動産投信(一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投信等ならびに海外における同様の資産で金融商品取引法上の外国投資信託受益証券または外国投資証券に該当する外国不動産投信をいいます。)とします。

◆不動産投信への投資にあたっては、原則として、不動産投信市場全体の値動きを概ねとらえることをめざして運用を行ないます。

《海外債券インデックス(ヘッジなし)マザーファンド》  
世界の主要国の債券市場の動きをとらえることを目標に、FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)の動きに連動する投資成果をめざして運用を行ないます。

《日本株式インデックス225マザーファンド》  
わが国の株式市場の動きをとらえることを目標に、日経平均トータルリターン・インデックスの動きに連動する投資成果をめざして運用を行ないます。

《高利回りソブリン債券インデックスファンド》  
主として、日本を除く世界の高利回り国のソブリン債券に投資を行ない、ブルームバーグ・インターナショナル・ハイインカム・ソブリン・インデックス(ヘッジなし・円ベース)への連動をめざします。

### 2.主要投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

- ・不動産投信  
(主として金融商品取引所に上場しており、かつ、時価総額が10億円以上の銘柄)
- ・「海外債券インデックス(ヘッジなし)マザーファンド」
- ・「日本株式インデックス225マザーファンド」
- ・「高利回りソブリン債券インデックスファンド」

### 3.主な投資制限

- ・投資信託証券、短期社債等(社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。)、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
- ・有価証券先物取引等のデリバティブ取引ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れは行ないません。
- ・投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ・外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

## 財産3分法ファンド(不動産・債券・株式)毎月分配型 (愛称:財産3分法ファンド、財産3分法)

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資産複合

**本商品は元本確保型の商品ではありません**

### 4.ベンチマーク

ありません。

### 5.信託設定日

2003年8月5日

### 6.信託期間

無期限

### 7.償還条項

委託者は、信託期間中において、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

### 8.決算日

毎月10日(休業日の場合は翌営業日)

### 9.信託報酬

純資産総額に対して年1.045%(税抜0.95%)

内訳:配分は純資産総額によって異なります。

委託会社 販売会社と受託会社への配分を除いたもの

受託会社 0.040~0.050%

販売会社 0.500~0.600%

※内訳の率は税抜です。別途消費税がかかります。

※この他に、投資対象とする投資信託証券の運用などに係る費用がかかりますが、投資する不動産投信の銘柄は固定されていないこと、また、投資する外国投資信託の信託報酬は固定報酬となっていることなどから、事前に料率などを表示することができません。

### 10.信託報酬以外のコスト

信託財産に関する以下の費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

①組入価証券の売買の際に発生する売買委託手数料。

②信託財産の財務諸表の監査に要する費用(日々、計上されます。)

③信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外貨建資産の保管などに要する費用、解約に伴う支払資金の手当てなどを目的とした借入金の利息および受託会社の立て替えた立替金の利息。

\* 監査費用、売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

### 11.お申込単位

1円以上1円単位

### 12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

### 13.お申込手数料

ありません。

### 14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額

### 15.信託財産留保額

ご売却約定日の基準価額の0.3%

### 16.収益分配

月1回の決算時(原則として10日)に収益分配方針に基づき収益分配を行ないます。分配金は、自動的に再投資されます。

### 17.お申込不可日等

金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込・解約請求を中止等する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

### 18.課税関係

確定拠出年金制度上は運用益は非課税となります。

### 19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

### 20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

### 21.持分の計算方法

解約価額×保有口数

注:解約価額が10,000口当たりで表示されている場合は10,000で除して下さい。

### 22.委託会社

日興アセットマネジメント株式会社  
(信託財産の運用指図などを行ないます。)

### 23.受託会社

野村信託銀行株式会社  
(信託財産の保管・管理・計算などを行ないます。)

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

## 財産3分法ファンド(不動産・債券・株式)毎月分配型 (愛称:財産3分法ファンド、財産3分法)

投資信託協会分類:追加型投信/内外/資産複合

本商品は元本確保型の商品ではありません

### 24.基準価額の主な変動要因等

#### 1. 価格変動リスク

- ・一般に不動産投信は、不動産や不動産証券化商品に投資して得られる収入や売却益などを収益源としており、不動産を取り巻く環境や規制、賃料水準、稼働率、不動産市況や長短の金利動向、マクロ経済の変化など様々な要因により価格が変動します。また、不動産の老朽化や立地条件の変化、火災、自然災害などに伴う不動産の滅失・毀損などにより、その価格が影響を受ける可能性もあります。不動産投信の財務状況、業績や市況環境が悪化する場合は、不動産投信の分配金や価格は下がり、ファンドに損失が生じるリスクがあります。
- ・一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。
- ・一般に新興国の債券は、先進国の債券に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。
- ・一般に株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。

#### 2. 流動性リスク

- ・市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。
- ・一般に新興国の債券は、先進国の債券に比べて市場規模や取引量が少ないため、流動性リスクが高まる場合があります。

#### 3. 信用リスク

- ・不動産投信が支払不能や債務超過の状態になった場合、またはそうなることが予想される場合、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。また、金融商品取引所が定める一定の基準に該当した場合、上場が廃止される可能性があり、廃止される恐れが生じた場合や廃止となる場合も不動産投信の価格は下がり、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・一般に公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト(債務不履行)が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落(価格がゼロになることもあります。)し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。

- ・一般に新興国の債券は、先進国の債券に比べて利回りが高い反面、価格変動が大きく、デフォルトが生じるリスクが高まる場合があります。
- ・格付を有する債券については、当該格付の変更に伴ない価格が下落するリスクもあります。
- ・一般に投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト(債務不履行)や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落(価格がゼロになることもあります。)し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、金融商品取引所が定める一定の基準に該当した場合、上場が廃止される可能性があり、廃止される恐れが生じた場合や廃止となる場合も発行体の株式などの価格は下がり、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・ファンドの資金をコール・ローン、譲渡性預金証書などの短期金融資産で運用することがありますが、買付け相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

#### 4. 為替変動リスク

- ・一部の資産を除き、原則として、為替ヘッジを行わないため、外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。
- ・一部の資産において、為替ヘッジを行なうにあたっては、円の金利が為替ヘッジを行なう通貨の金利より低い場合、この金利差に相当するヘッジコストが発生します。為替および金利の動向によっては、為替ヘッジに伴うヘッジコストが予想以上に発生する場合があります。
- ・一般に新興国の通貨は、先進国の通貨に比べて為替変動が大きくなる場合があります。

#### 5. カントリー・リスク

- ・投資対象国における非常事態など(金融危機、財政上の理由による国自体のデフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)を含む市況動向や資金動向などによっては、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあり、投資方針に従った運用ができない場合があります。
- ・一般に新興国は、情報の開示などが先進国に比べて充分でない、あるいは正確な情報の入手が遅延する場合があります。
- ・ファンドの投資対象資産が上場または取引されている諸国の税制は各国によって異なります。また、それらの諸国における税制が一方的に変更されたり、新たな税制が適用されたりすることもあります。以上のような要因は、ファンドの信託財産の価値に影響を与える可能性があります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。



## DC・ダイワJ-REITオープン

投資信託協会分類: 追加型投信/国内/不動産投信(リート)/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

### 1.投資方針

イ、主としてマザーファンドの受益証券に投資することにより、「東証REIT指数」(配当込み、以下同じ。)に連動する投資成果をめざして運用を行いません。  
ロ、マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の90%程度以上に維持することを基本とします。  
※税法その他の法規上の規制や組入銘柄の財務リスクや流動性などの理由から、「東証REIT指数」の採用銘柄をすべて組入れない場合や時価総額に応じた組入れを行わない場合があります。

・ダイワJ-REITマザーファンドの投資方針  
イ、「東証REIT指数」に連動する投資成果をめざして運用を行いません。  
ロ、投資成果を「東証REIT指数」の動きにできるだけ連動させるため、組入銘柄は「東証REIT指数」の構成銘柄(採用予定を含みます。)とし、組入比率を高位に保ちます。  
ハ、運用の効率化を図るため、不動産投信指数先物取引を利用することがあります。このため、不動産投資信託証券の組入総額と不動産投信指数先物取引の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

※当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が生じたとき、「東証REIT指数」が改廃されたとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

### 2.主要投資対象

ダイワJ-REITマザーファンドの受益証券  
※ダイワJ-REITマザーファンドは、わが国の金融商品取引所上場(上場予定を含みます。)の不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を主要投資対象とします。

### 3.主な投資制限

- ①マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- ②株式への直接投資は、行ないません。
- ③マザーファンドを通じて行なう投資信託証券への実質投資割合には、制限を設けません。
- ④マザーファンドを通じて行なう同一銘柄の不動産投資信託の受益証券または同一銘柄の不動産投資法人の投資証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。ただし、当該同一銘柄の「東証REIT指数」における時価の構成割合が30%を超える場合には、当該指数における構成割合の範囲で実質的に組入れることができるものとします。
- ⑤外貨建資産への直接投資は、行ないません。

### 4.ベンチマーク

東証REIT指数(配当込み)

### 5.信託設定日

2004年8月31日

### 6.信託期間

無期限

### 7.償還条項

委託会社は、信託期間中において「東証REIT指数」が改廃されたときもしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

### 8.決算日

毎年9月15日(休業日の場合翌営業日)

### 9.運用管理費用(信託報酬)

純資産総額に対して年率0.605%(税抜0.55%)  
内訳: 委託会社 年率0.22%(税抜0.20%)  
販売会社 年率0.33%(税抜0.30%)  
受託会社 年率0.055%(税抜0.05%)

信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて、それぞれ以下のとおりです。  
委託会社: ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価  
販売会社: 運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価  
受託会社: 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

### 10.運用管理費用(信託報酬)以外のコスト

- ① 信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- ② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ③ 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用(データ処理費用、郵送料等)は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。
- ④ 信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額および信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。  
(※)「運用管理費用(信託報酬)以外のコスト」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。  
手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。また、上場不動産投資信託は市場価格により取引されており、費用を表示することができません。  
<マザーファンドより支弁する手数料等>  
信託財産に関する租税、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。

■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■当資料は、大和アセットマネジメント株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて、運営管理機関によって作成されましたが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■東証REIT指数(配当込み)の指数値及び東証REIT指数(配当込み)に係る標準又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証REIT指数(配当込み)に関するすべての権利・ノウハウ及び東証REIT指数(配当込み)に係る標準又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、東証REIT指数(配当込み)の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

## DC・ダイワJ-REITオープン

投資信託協会分類: 追加型投信/国内/不動産投信(リート)/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

### 11.お申込単位

1円以上1円単位

### 12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

### 13.お申込手数料

ありません。

### 14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

### 15.信託財産留保額

ありません。

### 16.収益分配

毎年9月15日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。収益分配金は、自動的に再投資されます。

### 17.お申込不可日等

金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約の申込みの受け付けを中止することがあります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求を取扱いきれない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

### 18.課税関係

確定拠出年金制度上は運用益は非課税となります。

### 19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損失はすべて購入者のみなさまに帰属します。

### 20.セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

### 21.持分の計算方法

解約価額×保有口数

注:解約価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除してください。

### 22.委託会社

大和アセットマネジメント株式会社  
(信託財産の運用指図、受益権の発行等を行ないます)

### 23.受託会社

三井住友信託銀行株式会社  
(信託財産の保管・管理を行ないます)

### 24.基準価額の主な変動要因等

<価額変動リスク>

当ファンドは、わが国の不動産投資信託証券など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいませよう、よろしくお願い申し上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

① リート(不動産投資信託)への投資に伴うリスク  
イ. リートは、株式と同様に金融商品取引所等で売買され、その価格は、不動産市況に対する見通しや市場における需給等、さまざまな要因で変動します。

・リートには資産規模が小さく、流動性が低いものもあります。このようなリートへの投資は、流動性の高い株式等に比べ、より制約を受けることが考えられます。

・金利の上昇局面においては、他の、より利回りの高い債券等との比較でリートに対する投資価値が相対的に低下し、価格が下落することも想定されます。

ロ. リートの価格や配当は、リートの収益や財務内容の変動の影響を受けます。

・リートの収益は、所有する不動産から得られる賃料収入がその大半を占めます。したがって、賃料水準や入居率の低下等により賃料収入が減少した場合には、リートの収益が悪化し、価格や配当が下落することが考えられます。

・リートの資産価値は、所有する不動産の評価等により変動します。市況の悪化、不動産の老朽化等によってリートの資産価値が低下した場合には、価格が下落することがあります。なお、実物資産である不動産には、人的災害、自然災害等に伴って大きな損害が発生する可能性もあり、このような場合、リートの価格が大幅に下落することも想定されます。

・リートでは、投資資金を調達するために金融機関等から借入れを行なうことがあります。したがって、金利上昇局面において金利負担等が増加し、収益の悪化要因となることが考えられます。

・法人形態のリートでは、経営陣の運営如何によっては収益や財務内容が著しく悪化する可能性があります。リートが倒産等に陥り、投資資金が回収できなくなることもありえます。

ハ. リートに関する法制度(税制、会計制度等)が変更となった場合、リートの価格や配当に影響を与えることが想定されます。

・その他、不動産を取巻く規制(建築規制、環境規制等)に変更があった場合も、リートの価格や配当に影響を受けることが考えられます。

・金融商品取引所が定める基準に抵触する等の理由から、リートが上場廃止になることもあります。

ニ. 組入リーートの市場価格が下落した場合、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■当資料は、大和アセットマネジメント株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて、運営管理機関によって作成されましたが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■東証REIT指数(配当込み)の指数値及び東証REIT指数(配当込み)に係る標準又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証REIT指数(配当込み)に関するすべての権利・ノウハウ及び東証REIT指数(配当込み)に係る標準又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、東証REIT指数(配当込み)の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

## DC・ダイワJ-REITオープン

投資信託協会分類: 追加型投信/国内/不動産投信(リート)/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

### ② その他

イ. 解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。

その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ. ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります(信用リスク)。この場合、基準価額が下落する要因となります。

### ※基準価額の動きに関する留意点など

①当ファンドの投資成果は、必ずしも「東証REIT指数」に連動するとは限りません。その主な要因として次のものが考えられます。

イ. 「東証REIT指数」の構成銘柄のすべてを指数の算出方法どおりに組入れない場合があること

ロ. 運用管理費用(信託報酬)、売買委託手数料等を負担することによる影響

ハ. 追加設定および解約に対応して行なったリートの売買の約定価格と「東証REIT指数」の算出に使用する価格の差

ニ. リートの銘柄数、市場規模が限られること

ホ. 不動産投信指数先物と指数の動きの不一致(先物を利用した場合)

ヘ. リートおよび不動産投信指数先物の流動性が低下した場合における売買の影響

ト. リートおよび不動産投信指数先物取引の最低取引単位の影響

チ. 「東証REIT指数」の構成銘柄の入替えおよび指数の算出方法の変更による影響

リ. 追加設定および組入銘柄の配当金や権利処理等によって信託財産に現金が発生すること

②当ファンドは、その性格上、「東証REIT指数」が改廃されたことにより償還となる場合があります。

■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■当資料は、大和アセットマネジメント株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて、運営管理機関によって作成されましたが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■東証REIT指数(配当込み)の指数値及び東証REIT指数(配当込み)に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証REIT指数(配当込み)に関するすべての権利・ノウハウ及び東証REIT指数(配当込み)に係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、東証REIT指数(配当込み)の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

## 野村世界REITインデックスファンド(確定拠出年金向け)

投資信託協会分類：追加型投信／内外／不動産投信／インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

### 1.投資方針

- ・世界各国のREITを実質的な主要投資対象とし、S&P先進国REIT指数(配当込み、円換算ベース)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行いません。
- ・REITの実質組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。
- ・実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ・ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。

### 2.主要投資対象

世界各国の不動産投資信託証券(REIT)<sup>※1</sup>を実質的な主要投資対象<sup>※2</sup>とします。  
 ※1 世界の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている不動産投資信託証券(一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。)とします。なお、国によっては、「不動産投資信託証券」について、「REIT」という表記を用いていない場合もありますが、ファンドにおいては、こうした場合も含め、全て「REIT」といいます。  
 ※2 「実質的な主要投資対象」とは、「世界REITインデックス マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

### 3.主な投資制限

- ・株式への直接投資は行いません。
- ・外貨建資産への直接投資は行いません。マザーファンドを通じて実質的に投資を行なう外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ・デリバティブの直接利用は行いません。
- ・投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。

### 4.ベンチマーク

S&P先進国REIT指数(配当込み、円換算ベース)  
 ・S&P先進国REIT指数(配当込み、円換算ベース)は、S&P先進国REIT指数(配当込み、ドルベース)を委託会社において円換算した指数です。  
 ・S&P先進国REIT指数は、S&Pの持つグローバル・インデックスであるS&Pグローバル株指指数から、REIT及びREITと同様の制度に基づく銘柄を抽出して算出するインデックスで、先進国に上場する不動産投資信託(REIT)及び同様の制度に基づく銘柄の浮動株修正時価総額に基づいて毎日算出されます。同指数の構成国や構成銘柄等については定期的に見直しが行なわれますので、変動することがあります。  
 ・「S&P先進国REIT指数」はスタンダード&プアーズファイナンシャル サービスーズ エル エル シーの所有する登録商標であり、野村アセットマネジメントに対して利用許諾が与えられています。スタンダード&プアーズは本商品を推奨・支持・販売・促進等するものではなく、また本商品に対する投資適格性等に関しいかなる意思表示等を行なうものではありません。

### 5.信託設定日

2008年7月16日

### 6.信託期間

無期限

### 7.償還条項

信託期間中において、やむを得ない事情が発生したとき等は、受託者と合意のうえ、信託契約を解約し、当該信託を終了させる場合があります。

### 8.決算日

原則、毎年1月20日(休業日の場合は翌営業日)

### 9.信託報酬

純資産総額に年 0.363% (税抜年 0.33%) の率を乗じて得た額内訳(税抜):委託会社 年 0.17%、受託会社 年 0.02%、販売会社 年 0.14%

### 10.信託報酬以外のコスト

その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。  
 ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料  
 ・外貨建資産の保管等に要する費用  
 ・監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用  
 ・ファンドに関する租税 等

### 11.お申込単位

1円以上1円単位

### 12.お申込価額

ご購入約定日の基準価額

### 13.お申込手数料

ありません。

### 14.ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

### 15.信託財産留保額

ありません。

### 16.収益分配

原則、毎年1月20日(休業日の場合は翌営業日)に分配を行いません。(原則再投資)  
 分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託会社が決定します。\*委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■当資料は、野村アセットマネジメント株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて運営管理機関によって作成されましたが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、上記の実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。

## 野村世界REITインデックスファンド(確定拠出年金向け)

投資信託協会分類：追加型投信／内外／不動産投信／インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

### 17.お申込不可日等

販売会社の営業日であっても、申込日当日あるいは申込日の翌営業日が、「ニューヨーク証券取引所」の休場日に該当する場合には、原則、購入、換金の各お申込ができません。金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込・解約請求を中止等する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取得申込・解約請求ができない場合がありますので、運営管理機関にお問い合わせください。

### 18.課税関係

確定拠出年金制度上、運用益は非課税となります。

### 19.損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

### 20.セーフティーネットの有無

投資信託は預金保険の対象ではありません。投資信託は保険ではなく、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

### 21.持分の計算方法

基準価額×保有口数

注：基準価額が10,000口あたりで表示されている場合は10,000で除してください。

### 22.委託会社

野村アセットマネジメント株式会社  
(ファンドの運用の指図を行ないます。)

### 23.受託会社

野村信託銀行株式会社  
(ファンドの財産の保管および管理を行ないます。)

### 24.基準価額の主な変動要因等

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、ファンドにおいて、投資者のみなさまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

[REITの価格変動リスク]

REITは、保有不動産の状況、市場金利の変動、不動産市況や株式市場の動向等により、価格が変動します。ファンドは実質的にREITに投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

[為替変動リスク]

ファンドは、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を大きく受けます。  
※基準価額の変動は、上記に限定されるものではありません。

《その他の留意点》

◆ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

●ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。

●資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

●ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが遅延する可能性があります。

●有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

●ファンドの基準価額と対象インデックスは、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が対象インデックスとの連動または上回ることを保証するものではありません。

●投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

●ファンドが実質的な投資対象とするREITの中には、流動性の低いものもあり、こうしたREITへの投資は、流動性の高い株式等に比べて制約を受けることが想定されます。

●REITに関する法律(税制度、会計制度等)、不動産を取り巻く規制が変更となった場合、REITの価格や配当に影響が及ぶことが想定されます。

●ファンドは、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債等値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。■当資料は、野村アセットマネジメント株式会社が信頼できると判断した諸データに基づいて運営管理機関によって作成されましたが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、上記の実績・データ等は過去のものであり、今後の成果を保証・約束するものではありません。

# 運用商品選定理由説明書

確定拠出年金法および関連法令、個人型年金規約に定めるところにより、運営管理機関として運用商品を選定しご提示いたします。

## < 1. 運用商品の全体構成 >

- ・確定拠出年金制度の目的である国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを踏まえた運用商品群とした。
- ・元本確保型商品は、安定性を重視するニーズに応えるため、預金を選定した。
- ・投資信託は、伝統的資産（国内株式・国内債券・外国株式・外国債券）、複数の資産を組み込んだバランス型、および伝統的資産とは異なる資産を投資対象とするその他の投資信託からなる商品群とした。
- ・国内株式、国内債券、外国株式、外国債券、バランス型、その他の投資信託にはベンチマークに連動した投資成果を目指すインデックス運用の商品を、積極的な運用ニーズに応えるため、国内株式、外国株式、バランス型にはアクティブ運用の商品を選定した。
- ・加入者等が基本的な教育で十分理解できるわかりやすい商品群に、やや高度な金融商品の知識が必要な商品が含まれている。

## < 2. 個別運用商品の選定理由 >

No	運用商品名	選定理由
1	三井住友銀行確定拠出年金定期預金（10年）	商品提供会社である三井住友銀行は財務状況も問題なく、定期預金の運用実績も十分である。又この三井住友銀行確定拠出年金定期預金（10年）は従来の定期預金をベースにして設計されており、長期に安定した運用が期待できる運用商品である。従って、法令上の元本確保型商品として選定した。
2	三井住友・DCつみたてNISA・日本株インデックスファンド	運用会社である三井住友DSアセットマネジメントは長年の年金の運用実績を有し、運用体制・プロセスとも問題ない。三井住友・DCつみたてNISA・日本株インデックスファンドは、一貫した方針に沿って運用されており、運用の継続性が十分確保されている。従って、国内株式型投資信託商品として選定した。
3	年金積立Jグロース	運用会社である日興アセットマネジメントは長年の年金の運用実績を有し、運用体制・プロセスとも問題ない。年金積立Jグロースは一貫した方針に沿って運用されており、運用の継続性が十分確保されている。従って、国内株式型投資信託商品として選定した。
4	大和住銀DC国内株式ファンド	運用会社である三井住友DSアセットマネジメントは長年の年金の運用実績を有し、運用体制・プロセスとも問題ない。大和住銀DC国内株式ファンドは一貫した方針に沿って運用されており、運用の継続性が十分確保されている。従って、国内株式型投資信託商品として選定した。
5	三井住友・日本債券インデックス・ファンド	運用会社である三井住友DSアセットマネジメントは長年の年金の運用実績を有し、運用体制・プロセスとも問題ない。三井住友・日本債券インデックス・ファンドは一貫した方針に沿って運用されており、運用の継続性が十分確保されている。従って、国内債券型投資信託商品として選定した。
6	三井住友・DCつみたてNISA・全海外株インデックスファンド	運用会社である三井住友DSアセットマネジメントは長年の年金の運用実績を有し、運用体制・プロセスとも問題ない。三井住友・DCつみたてNISA・全海外株インデックスファンドは一貫した運用方針に沿って運用されており、運用の継続性が十分確保されている。従って、外国株式型投資信託商品として選定した。
7	インデックスファンド 海外新興国（エマージング） 株式	運用会社である日興アセットマネジメントは長年の年金の運用実績を有し、運用体制・プロセスとも問題ない。インデックスファンド海外新興国（エマージング）株式は、一貫した方針に沿って運用されており、運用の継続性が十分確保されている。従って、外国株式型投資信託商品として選定した。
8	大和住銀DC海外株式 アクティブファンド	運用会社である三井住友DSアセットマネジメントは長年の年金の運用実績を有し、運用体制・プロセスとも問題ない。大和住銀DC海外株式アクティブファンドは、米国において豊富な実績を有するT.ロウ・プライス社にマザーファンドの運用指図権限を委託しており、運用の継続性が十分確保されている。従って、外国株式型投資信託商品として選定した。
9	三井住友・DC外国債券 インデックスファンド	運用会社である三井住友DSアセットマネジメントは長年の年金の運用実績を有し、運用体制・プロセスとも問題がない。三井住友・DC外国債券インデックスファンドは一貫した方針に沿って運用されており、運用の継続性が十分確保されている。従って、外国債券型投資信託商品として選定した。
10	インデックスファンド 海外新興国（エマージング） 債券（1年決算型）	運用会社である日興アセットマネジメントは長年の年金の運用実績を有し、運用体制・プロセスとも問題ない。インデックスファンド海外新興国（エマージング）債券（1年決算型）は、一貫した方針に沿って運用されており、運用の継続性が十分確保されている。従って、外国債券型投資信託商品として選定した。

No	運用商品名	選定理由
11	三井住友・ DC年金バランス30 (債券重点型)	運用会社である三井住友DSアセットマネジメントは長年の年金の運用実績を有し、運用体制・プロセスとも問題ない。三井住友・DC年金バランス30(債券重点型)は一貫した方針に沿って運用されており、運用の継続性が十分確保されている。従って、安定性を重視したバランス型投資信託商品として選定した。
12	三井住友・ DC年金バランス50 (標準型)	運用会社である三井住友DSアセットマネジメントは長年の年金の運用実績を有し、運用体制・プロセスとも問題ない。三井住友・DC年金バランス50(標準型)は一貫した方針に沿って運用されており、運用の継続性が十分確保されている。従って、安定性と成長性の両面を重視したバランス型投資信託商品として選定した。
13	三井住友・ DC年金バランス70 (株式重点型)	運用会社である三井住友DSアセットマネジメントは長年の年金の運用実績を有し、運用体制・プロセスとも問題ない。三井住友・DC年金バランス70(株式重点型)は一貫した方針に沿って運用されており、運用の継続性が十分確保されている。従って、成長性を重視したバランス型投資信託商品として選定した。
14	財産3分法ファンド (不動産・債券・株式) 毎月分配型	運用会社である日興アセットマネジメントは長年の年金の運用実績を有し、運用体制・プロセスとも問題ない。財産3分法ファンド(不動産・債券・株式)毎月分配型は一貫した方針に沿って運用されており、運用の継続性が十分確保されている。従って、バランス型投資信託商品として選定した。
15	DC・ダイワJ-REIT オープン	運用会社である大和アセットマネジメントは長年の年金の運用実績を有し、運用体制・プロセスとも問題ない。DC・ダイワJ-REITオープンは一貫した方針に沿って運用されており、運用の継続性が十分確保されている。従って、その他投資信託商品(不動産投信)として選定した。
16	野村世界REIT インデックスファンド (確定拠出年金向け)	運用会社である野村アセットマネジメントは長年の年金の運用実績を有し、運用体制・プロセスとも問題ない。野村世界REITインデックスファンド(確定拠出年金向け)は一貫した方針に沿って運用されており、運用の継続性が十分確保されている。従って、その他投資信託商品(不動産投信)として選定した。











## 運用商品カテゴリー一覧表

J-PECでは、皆さまが運用商品の選択をされる際の目安となるよう、各運用商品を独自のカテゴリーに分類して表示しております。なお、投資信託につきましては投資信託協会の分類とは異なりますのでご注意ください。

商品区分	運用商品カテゴリー	定義
元本確保型商品	預金	銀行等で提供する預金
	利率保証型積立生命保険	一定期間一定の利回りが保証される積立型の生命保険商品
	積立傷害保険	一定期間一定の利回りが保証される積立型の損害保険商品
投資信託	国内株式型投信	国内株式を主な投資対象とし、組入れ比率を高位に維持する投信
	国内債券型投信	国内債券を主な投資対象とし、組入れ比率を高位に維持する投信
	外国株式型投信	外国株式を主な投資対象とし、組入れ比率を高位に維持する投信
	外国債券型投信	外国債券を主な投資対象とし、組入れ比率を高位に維持する投信
	バランス型投信 (ライフサイクル型投信など)	株式・債券資産など複数の資産を投資対象とする投信
	その他の投資信託	主に、株式・債券資産以外を投資対象とする投信

(注) 本表は当社の運用商品のカテゴリー全体を一覧にしたもので、ご加入されるプランコースによっては該当商品のないカテゴリーもあります。